

インターネットによる人権侵害

■はじめに

SNS上でテレビ番組を巡る中傷で命を絶ったプロレスラーの木村花さん(当時22)が亡くなる、痛ましい事件から2年が経つ。

ネットの普及により、情報収集・発信の利便性は大きく向上したが、その一方、匿名で情報を簡単に発信できることから、個人を誹謗中傷する表現や、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現がソーシャルメディア上に掲載されるなど、社会問題となっている。

■ インターネットの仕組み

複数のコンピュータを、ケーブルや無線などを使ってつなぎ、お互いに情報をやりとりできるようにした仕組みをネットワークと呼ぶ。

家や会社、学校などの単位ごとに作られた1つ1つのネットワークが、さらに外のネットワークともつながるようにし、世界規模でコンピュータ同士を接続した仕組みがインターネット。この外のネットワークと接続するためには、インターネットサービスプロバイダと呼ばれる通信事業者のサービスを利用する。

▶インターネットで、情報の行き先を管理するために利用されているのが、それぞれのコンピュータに割り振られているIPアドレスと呼ばれる情報で、これは、世界中で通用する住所のようなもの。

次の例のように数字の羅列で表記されるのが一般的。

IPアドレスの例 : 20.30.40.50

▶IPアドレスを発行し、ネットにアクセスできるように提供している事業者は、接続したプロバイダ(スマホの場合は携帯電話会社)。

▶IPアドレスは、そのままでは扱いにくいのでドメイン名が使われている。ドメイン名を使用した記述では、例えばホームページのアドレスでは“www.city.ube.yamaguchi.jp”のように指定する。ネットワーク上には、これらのドメイン名とIPアドレスを変換する機能を持つサーバ(DNSサーバ)があり、ドメイン名をIPアドレスに自動的に変換することで、電子メールの送り先やホームページの接続先を見つける仕組みになっている。

■問題になる人権 「名誉毀損」

名誉毀損

「名誉毀損」は、公然で事実を適示し、他人の名誉を傷つける(社会的評価を下げる)行為。

民法上の不法行為であると同時に、刑法上の犯罪となる可能性があるが、名誉毀損は緊急性が低く、事件性がなければ警察へ相談しても動いてくれる可能性が低く、民事で解決するケースがほとんど。

▶誹謗中傷のトラブルが起こりやすい場所

Twitter Instagram Facebook ブログ 掲示板(爆サイなど)

Youtube

▶名誉棄損において請求できるもの(民事の場合)

損害賠償(慰謝料)

名誉回復(謝罪文の公表など)

差し止め請求(ネット投稿の削除など)

⇒法人にも名誉棄損は成立し得る。ただし、慰謝料は発生しないことに注意。

▶ネット上の誹謗中傷トラブルで名誉毀損が成立しづらいケース

- ・ 公共の利害に関する事実、専ら公益を図る目的である
- ・ 個人の感想や意見論評にとどまるもの
- ・ 社会的評価を低下させる影響がない

▶民事訴訟により名誉毀損が認められた判例

《SNSでの悪質ななりすまし行為》

SNSで被害者本人の顔写真を利用してなりすまし、ネット上の第三者を罵倒するような投稿を続けて、民事訴訟に発展した事例。

裁判の判決により、名誉毀損の被害と、損害賠償（慰謝料と弁護士費用）の請求が認められた。

▶まとめ

とはいえ、実際に損害賠償請求や削除請求まで行きつくのはハードルが高いのが現実

損害賠償まで行きついても損害額は、さほど大きなものにはならない（労力に見合わない可能性も）

■問題になる人権 その他

プライバシー権の侵害

- Q どんなことが、プライバシー権の侵害にあたるか
- ア 他人の干渉を受けずに隔離された私生活を送っているのに侵入されたこと
 - イ 他人に知られたくない私生活上の事実を公開されたこと
 - ウ 他人に知られたくない個人情報に公開されたこと
- Q プライバシー侵害の場合、何ができるか
- (1) 損害賠償請求(709条)
 - (2) 削除請求(人格権に基づく妨害排除請求権)
 - (3) 差し止め請求

リベンジポルノの問題

元交際相手や結婚相手によって、プライベートな写真や映像をインターネット上に流出されてしまうというもの
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

忘れられる権利

プライバシー保護のための新しい権利の概念

ア 2012年の「EUデータ保護規則案」に最初盛り込まれた。

「個人が個人情報などを収集した企業等にその消去を求めることができる権利」のこと。

イ 日本ではさいたま地裁平成27年6月25日決定に対する保全意義事件において「忘れられる権利」が初めて言及されている。

■ 解決方法

加害者を特定するために必要になるログには、保存期間がある（サイトにより異なるが目安は3カ月）。

問題の投稿があるサイトの管理者と加害者が利用したプロバイダに対して、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行う。

- ① サイト管理者に投稿の際の通信に用いられたIPアドレスを聞く。
- ② IPアドレスを管理しているプロバイダを調べる。
- ③ プロバイダにその時間にそのIPアドレスを使用していた人がだれか聞く。

近年の法改正で、発信者を特定して賠償を求めることは以前より容易になった。だが、費用も手間もかかるのが現状。

■まとめ

インターネットの発達によって表現行為の幅が広がったようにみえるが、いつインターネット被害にあうかも分からない。新しいサービスが日々生まれてきており制度も刻々と変わっている。

ネットの利用者一人ひとりには、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の発信においては、書き込む内容や情報を公開する範囲、その結果どのような影響が起こり得るか、常に意識しながら、情報発信を心がけることが大事。